

在籍型出向(雇用シェア)に関する オンライン説明会を開催します！

コロナ禍における新しい働き方、雇用の維持の方法として在籍型出向(雇用シェア)を検討してみませんか。

在籍型出向の内容や国の助成金の内容を分かりやすく説明いたします。

1. プログラム

■ 在籍型出向とは

- ・在籍型出向の仕組みについて
- ・具体的事例の紹介

◎説明者：(公財)産業雇用安定センター長崎事務所長 田村 真一

■ 在籍型出向を活用する場合の助成金の活用について

- ・産業雇用安定助成金の内容について
- ・在籍型出向に必要な労務管理等について

◎説明者：株式会社WBC&アソシエイツ 代表取締役 大曲 義典
(社会保険労務士)

2. 日時

令和3年 6月22日(火) 14:00～16:30

3. 参加方法

テレビ会議システム「WebEX」を活用したオンラインによる視聴となります。※詳しくは裏面をご覧ください。

【申込み方法】

裏面の申込書に必要事項を記入のうえ、

FAX 095-895-2582 または

メール adviser-n@pref.nagasaki.lg.jp にてお申込みください

申込み期限 令和3年6月18日(金)まで

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課

TEL 095-895-2714 FAX 095-8952582

主催：長崎県

共催：長崎県在籍型出向等支援協議会

お問い合わせ

■ 在籍型出向とは

出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

- ◎コロナが同業種の企業の景況に影響を与えていることから異業種の企業へ出向している事例が見られます。
- ◎大企業だけでなく、規模の小さな企業であっても出向に取り組んでいる事例があります。

■ 産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

	助成率	
	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5	2 / 3
上 限 額	12,000円/日	

在籍型出向に関するオンライン説明会参加申込書

- ◎Web受講はインターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン、タブレットで受講いただけます。案内メールを送信しますので、添付ファイルの閲覧が可能なメールアドレスを記載してください。
- ◎タブレットやスマートフォンからの参加については、アプリ（WebEx：無料）のインストールが必要です。
- ◎操作方法については、別途メールにてお知らせいたします。
- ◎参加者情報については、説明者と共有させていただきます。

★記入欄

受 講 端 末	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン(iPhone) <input type="checkbox"/> スマートフォン(Android)
現在ご検討中の内容	<input type="checkbox"/> 人材送り出し <input type="checkbox"/> 人材受け入れ <input type="checkbox"/> その他
企 業 名	
企 業 所 在 地	
担 当 者 名	
E-mail(必須)	
電 話 番 号	